

令和 6 年

奥州金ヶ崎行政事務組合議会会議録

第 1 回定例会 2 月 2 日招集

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

令和 6 年 第 1 回
奥州金ヶ崎行政事務組合議会
定例会 会 議 録

令和6年第1回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会会議録

議事日程第1号

令和6年2月2日（金）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 令和6年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針（管理者演述）
- 第5 令和6年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問
- 第6 一般質問
- 第7 発議案第6号 奥州金ケ崎行政事務組合議会会議規則の一部改正について
- 第8 議案第1号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第9 議案第2号 奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例及び奥州金ケ崎行政事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第3号 奥州金ケ崎行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第4号 奥州金ケ崎行政事務組合消防本部手数料条例の一部改正について
- 第12 議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 第13 議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 第14 議案第7号 令和5年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第8号 令和5年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第9号 令和6年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算
- 第17 議案第10号 令和6年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 令和6年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針（管理者演述）
- 第5 令和6年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問
- 第6 一般質問
- 第7 発議案第6号 奥州金ケ崎行政事務組合議会会議規則の一部改正について
- 第8 議案第1号 監査委員の選任に関し同意を求めることについて

- 第9 議案第2号 奥州金ヶ崎行政事務組合職員の給与に関する条例及び奥州金ヶ崎行政事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第3号 奥州金ヶ崎行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第4号 奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部手数料条例の一部改正について
- 第12 議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 第13 議案第6号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 第14 議案第7号 令和5年度奥州金ヶ崎行政事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第8号 令和5年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第9号 令和6年度奥州金ヶ崎行政事務組合一般会計予算
- 第17 議案第10号 令和6年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

出席議員（13名）

- |    |     |     |     |   |
|----|-----|-----|-----|---|
|    | 議 長 | 中 西 | 秀 俊 | 君 |
| 1  | 番   | 佐 藤 | 美 雪 | 君 |
| 2  | 番   | 菅 野 | 至   | 君 |
| 3  | 番   | 佐 藤 | 正 典 | 君 |
| 4  | 番   | 高 橋 | 藤 宗 | 君 |
| 5  | 番   | 及 川 | 春 樹 | 君 |
| 6  | 番   | 千 葉 | 和 彦 | 君 |
| 7  | 番   | 高 橋 | 浩   | 君 |
| 8  | 番   | 千 葉 | 康 弘 | 君 |
| 9  | 番   | 瀬 川 | 貞 清 | 君 |
| 10 | 番   | 有 住 | 修   | 君 |
| 11 | 番   | 阿 部 | 加代子 | 君 |
| 12 | 番   | 青 木 | 俊 悦 | 君 |

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

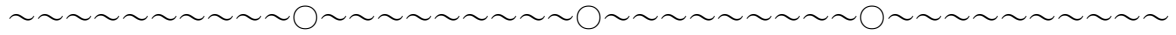
欠席議員（0名）

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

説明のための出席者

- |         |             |             |
|---------|-------------|-------------|
| 管 理 者   | 奥 州 市 長     | 倉 成 淳 君     |
| 副 管 理 者 | 金 ヶ 崎 町 長   | 高 橋 寛 寿 君   |
| 副 管 理 者 | 奥 州 市 副 市 長 | 小 野 寺 隆 夫 君 |
| 監 査 委 員 |             | 鈴 木 龍 司 君   |

|          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 事務局 長    |           | 岩 渕 清 彦 君 |
| 会計 管理者   | 兼企画総務課長   | 阿 部 奉 文 君 |
| 施設 管理課長  |           | 千 葉 美 隆 君 |
| 水質 管理課長  |           | 松 田 好 正 君 |
| 消 防 長    |           | 千 葉 典 弘 君 |
| 消 防 次 長  | 兼消防総務課長   | 志 和 純 君   |
| 消防 救急課長  |           | 小 原 洋一郎 君 |
| 予 防 課 長  |           | 北 條 芳 文 君 |
| 消防 救急課主幹 | 兼危機管理室長   | 小 原 共 市 君 |
| 消防 救急課主幹 | 兼通信指令室長   | 千 田 恭 一 君 |
| 企画 総務課   | 課 長 補 佐   | 藤 原 丈 司 君 |
| 施設 管理課   | 課 長 補 佐   | 鈴 木 伸 司 君 |
| 施設 管理課   | 課 長 補 佐   | 馬 場 隆 君   |
| 水質 管理課   | 課 長 補 佐   | 菅 原 敏 幸 君 |
| 消防 総務課   | 課 長 補 佐   | 小野寺 卓 君   |
| 企画 総務課   | 企画総務係長    | 千 葉 宏 君   |
| 企画 総務課   | 財 政 係 長   | 及 川 知 良 君 |
| 企画 総務課   | 財 政 係 主 任 | 本 明 達 也 君 |
| 企画 総務課   | 企画総務係主任   | 及 川 直 紀 君 |



議 事

午前10時 開議

○議長（中西秀俊君） これより令和6年第1回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第1号をもって進めます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（中西秀俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、3番佐藤正典議員、4番高橋藤宗議員の2名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（中西秀俊君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りといたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（中西秀俊君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査報告はお手元に印刷配付のとおりであります。これに対し、質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 質問なしと認めます。

なお、今期定例会に提出のため管理者より議案10件の送付を受けております。

また、阿部加代子議員ほか2名から発議案1件の提出があります。

これをもって報告を終わります。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（中西秀俊君） 日程第4、令和6年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針（管理者演述）を行います。

管理者より発言の許可を求められておりますので、これを許可いたします。倉成管理者。

〔管理者倉成淳君登壇〕

○管理者（倉成淳君） 本日ここに、令和6年第1回奥州金ケ崎行政事務組合議会定例会の開会に当たり、令和6年度の行政運営の基本方針及び主要な施策について所信の一端を申し上げます。

当組合は、生活環境の保全並びに住民の安全・安心の確保等、奥州市及び金ケ崎町の住民生活にとって欠くことのできない業務を担っており、その果たすべき役割及び責任を踏まえ、鋭意努力してまいります。



議員各位並びに地域住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和6年度の組合運営においても、行政課題を先送りすることなく解決に向けて取り組むとともに、地域住民の暮らしを支える一部事務組合として、業務を効率的かつ効果的に推進し、住みやすい環境づくりに寄与するよう努めてまいります。

令和6年度は、老朽化が進んでいるし尿処理施設の整備に係る検討や、県内10消防本部による指令業務の共同運用に向けて取り組むとともに、定員管理計画、財政計画及び消防力整備計画を基本とし、「介護医療」、「環境衛生」、「消防」、「水道用水供給」の4つの分野において、取組を進めます。

初めに、「介護医療」では、適正な介護認定審査の実施に向けた構成市町との円滑な業務連携と、休日・夜間診療所の運営を通じた初期医療の確保を図ってまいります。

介護認定審査判定業務につきましては、介護サービスを必要とする方々及びその家族の日常生活を支えていけるよう、構成市町と連携を図りながら、適正かつ迅速な審査判定業務に努めてまいります。

診療所の運営につきましては、胆江医療圏における休日、夜間の初期医療の確保のため、引き続き奥州医師会のご協力をいただきながら、安定的な運営に努めてまいります。

次に、「環境衛生」では、各施設の維持補修を着実に進め、将来にわたって快適な暮らしを支える基盤を確かなものとしてまいります。

ごみ焼却施設につきましては、基幹的設備改良工事において新たに設置しました発電設備も含め、安全で安心な施設としての維持管理に努め、さらには効率的な運営を図ってまいります。

し尿処理施設につきましては、供用開始から25年経過し、経年劣化が進行しております。現施設の適正な維持管理に努めながら、次期施設整備に係る方向性の検討について、昨年度に設置した検討委員会において引き続き検討してまいります。

最終処分場につきましては、焼却灰等に含まれる放射性物質の溶出防止を図るため、ベントナイト系遮水シート等を用いながら引き続き施設の安全確保に努めてまいります。

また、最終処分場の埋立地が、令和4年度末をもって51%の埋立進捗状況となっていることから、現在の最終処分場の延命化、次期最終処分場の整備に向け、調査・検討を進めてまいります。

広域火葬場及び広域交流センターにつきましては、施設管理受託者との意思疎通を図り、適切な施設の維持管理を行うとともに、住民の皆様が安心してご利用いただける施設の運営に努めてまいります。特に広域交流センターにつきましては、設備機器の老朽化が著しいことから、ごみ焼却施設の供用期間に合わせた施設の運営が可能となるよう、設備機器の改修工事を進めてまいります。

次に、「消防」では、引き続き消防力の維持向上を図り、住民の安全・安心な暮らしを支えてまいります。

予防業務につきましては、昨年奥州金ケ崎地域で発生した火災の約4割がたき火及び火入れを原因とするものであったことから、広報活動を強化し、火災の減少につなげてまいります。

また、防火対象物及び危険物施設につきましては、計画的な査察の実施により、法令遵守が図られるよう指導を徹底し、火災や事故の未然防止に努めてまいります。

さらに、新しい取組として、各種申請等について電子メールによる受付を開始し、行政手続の効率化を図ってまいります。

火災、救助などの災害活動につきましては、山岳救助機動部隊をはじめとした特殊事案に対する部隊活動の質の向上を図ります。加えて、救急業務につきましては、地域の課題である周産期対応について、関係機関と連携しながら研修体制を強化し、万全を期してまいります。

消防車両等の施設整備につきましては、「消防力整備計画」に基づき、消防車両2台を更新するとともに、水沢消防署の外壁補修工事及び配電盤等更新工事を行い、庁舎の延命化を図ってまいります。

また、県内10消防本部による指令業務の共同運用につきましては、令和8年度からの運用開始に向けて事業を推進してまいります。

次に、「水道用水供給」につきましては、たんこう浄水場の3期整備に着手し、令和11年度からの1日最大3万立方メートルの水道用水供給に向け、着実に施設整備を進めてまいります。

以上、令和6年度の組合運営の基本方針と主要な施策について申し述べました。

当組合の業務は、構成市町の分担金で賄われており、負担すべき構成市町は、急速に進む高齢化と人口減少等により依然として予断を許さない財政状況にあります。

安全で安心な業務を安定的に継続することが重要であることから、行財政改革に取り組んでいる構成市町と歩調を一にして、住民の期待と信頼に応えるべく、経費の効率性を上げられるよう、力を尽くして取り組んでまいります。

議員各位並びに構成市町の住民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（中西秀俊君） 日程第5、令和6年度奥州金ケ崎行政事務組合施政方針演述に対する質問を行います。

それでは、順次質問を許します。

9番瀬川貞清議員。

○9番（瀬川貞清君） 9番瀬川貞清でございます。施政方針演述についての質問をいたします。

まず、感想といたしまして、簡潔明瞭で、なかなかちょっと質問の項目を探すのに苦労をいたしました。読んでみますと、1年前の施政方針とあまり変わらない、新たに踏み込んだところがない施政方針ではなかったかと思えます。その上で、3点ほど質問をいたします。

まず、1つは、3ページにありますし尿処理施設についてであります。ここで次期施設整備に係る方向性の検討について述べられておりますが、昨年度に設置した検討委員会で検討されてきたと思うのでありますけれども、まずその討議の中身と到達点を教えてください。

2つ目、4ページの消防に関わってお伺いをいたします。奥州市の情報アプリ、ぼちっと奥州というのがありますけれども、これの火災の情報を開きますと、最初に火災が発生しましたという情報がありまして、全部ではありませんが、そのうちの幾つかは数時間に、調査したところ火災ではありませんでしたという情報が載ります。これは、どういうふうな状況を意味しているのか、お知らせください。

それから、3番目は、実は施政方針にないことではありますが、コロナ対策について伺います。2月1日の地元新聞によりますと、新型コロナが拡大傾向にあり、その最多は奥州管内だというふうに報道をされております。つきましては、最近のコロナ拡大に関わって、当組合業務への影響をお知らせください。例えばこの1年間、職員の罹患者、感染者は発生しなかったのか、業務に支障はなかったのか伺います。

それから、当組合が関わっております休日、夜間診療に対する影響等はありませんでしたでしょうか。

そして、3つ目に、消防本部に関わります救急業務にコロナ感染者の搬送の状況はありませんでしたでしょうか。前の質問に対する答弁では、2類移行の結果、カウントしないことになっているというふうな答弁をいただいたように記憶しているのですが、そういうことを含めて、多分県の管轄でありますから、保健所の要請等があった場合には何かそういう動きがあるのではないかと思いますけれども、この辺の実態と仕組みをお知らせください。

以上、3点質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（中西秀俊君） 松田水質管理課長。

○水質管理課長（松田好正君） 9番瀬川議員から3点のご質問をいただきました。私のほうからは、1点目のし尿処理施設次期施設整備の方向性の検討についてお答えをいたします。

次期し尿処理施設の整備の検討につきましては、昨年度構成市町の副市町長と、それから事務事業の担当部課長等で構成いたします組合の一般廃棄物処理施設の整備検討委員会において協議を始めたところでございます。中身といたしましては、下水道へし尿を流す案を含めた複数の案、これにつきまして検討をしているところでございます。

内容といたしましては、施設を移転新築する案、それから既存施設の改造、いわゆるリニューアル、これらにつきまして整備費用、それから維持管理のランニングコストなども含めて、経済性あるいは処理の安定性、加えて大事な点ではございますが、地域住民の方々から

理解を得ることができる、この案を絞り込むため慎重に検討を進めてきたところでございます。

現時点の検討状況、到達点ではございますが、この整備検討委員会に下部組織といたしましてワーキンググループを設置してございます。そちらは、いわゆる実務担当者で構成されておりますが、その中で複数の案から大体おおむね5案程度の絞り込みを終えたところでございます。この内容でもって年度内に整備検討委員会を開催する予定でございますが、そちらのほうで報告、さらに検討委員会のほうで検討をしていただきまして、今後の方向性について決定をして進めていこうと、こういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君） 北條予防課長。

○予防課長（北條芳文君） 2点目のぼちっとアプリで、後から火災ではありませんでしたということについてお答えいたします。

通報によって出動するわけですけれども、大きく分けて直接電話による通報と、あと火災通報装置といたしまして、ボタンを押すと通報になるというシステムの大きく分けて2つ通報があります。その通報内容によっては、煙が見えるのであるというような通報もあつたりして、そのこの現場に行ったときにただのごみを焼いていた煙だったとか、そういう誤報などがありますので、そういう現場に行ったときに火災ではないということが多々ありまして、その場合は火災ではありませんというアナウンスがなるようにしております。

以上です。

○議長（中西秀俊君） 志和消防次長。

○消防次長兼消防総務課長（志和純君） 続きまして、コロナウイルス感染症の職員への罹患及びそれらに関する業務への影響の点についてお答えいたします。

正確な数は今ちょっと手元にありませんのでお答えできませんが、職員の中でもコロナの罹患者は発生しております。また、家族が罹患したことによって職員も勤務に制限がかかったといったこともございました。当然欠員が生じるわけでございますけれども、その都度非番の者、あるいは週休の者を活用して業務を継続してきたと。あとは、一部業務、例えば立入検査の件数を少し削ったりとか、あとは毎年予定していた行事を縮小するなどして対応してきたところでございます。

以上です。

○議長（中西秀俊君） 小原消防救急課長。

○消防救急課長（小原洋一郎君） 続きまして、コロナの救急搬送状況等についてご報告いたします。

昨年の5月に法令が変わりまして、それまでの感染症2類から5類に変わったことによりまして、5月以降は救急業務の対象としてございます。

なお、昨年5月から12月までのデータになりますが、コロナとして搬送した方が177名いら

っしやいます。また、その搬送に係る救急隊への対応でございますけれども、保健所等の指導もこれまでも受けておりました感染防御、これらにつきまして今ふだん日常的に救急隊が行っている感染防護対策で十分であると保健所からの指導も受けておりましたので、それをほぼ全て前例に行っているところでございます。ですので、後からコロナだとかもし分かった場合であっても、十分その防御は行っているというふうに判断しているものでございます。また、財政的なものとしましては、感染症に対する例えばマスクであったり感染防止、これらはある程度定期的というよりは、ちょっとずつではありますけれども、国を通して現在も補助が続いていると。マスク、感染防止への補助も県のほうから受けているというものでございます。

以上です。

○議長（中西秀俊君） 阿部企画総務課長。

○会計管理者兼企画総務課長（阿部奉文君） 事務局のほうの職員のコロナ感染の状況と、あとは業務への支障の部分についてでございますが、事務局のほうではここ1年間で3名ほどコロナに感染した職員がおりました。ただし、同時期に複数の職員が感染するという状況にありませんでしたので、業務のほうには特に支障がありませんでした。

続きまして、新型コロナウイルスの影響による休日診療所、夜間診療所の状況でございましたが、休日診療所におきましては令和4年11月中旬までは平常時医師、看護師、事務員1人ずつということで、繁忙期のみさらに看護師、事務員を1人ずつ増員して対応していたところでございますが、患者数が増加しました令和4年11月下旬以降は、看護師1人では対応が難しいとの医師会からの要請を受けまして、繁忙にかかわらず看護師を2人体制として現在まで運用しているところでございます。

なお、夜間診療所につきましては、従来どおり医師、看護師、事務員1名体制で変更せずに対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君） 9番瀬川貞清議員。

○9番（瀬川貞清君） ありがとうございます。ちょっと2番目のぼちっと奥州の情報についてもう一回聞きますが、あれを見ますと最初の情報は消防本部発表となっております。それが、火災が発生しましたという情報の伝達なのでありますけれども、そうなりますと今の説明では通報とか目撃とか、そういうものに基づいてという意味のお話がありましたが、どこかの時点というか、何かの決まりで、火災発生というカテゴリーを確定して情報を発信していると思うのですけれども、この辺の仕組みといいますか、位置づけはどういうふうになっているのでしょうか。ともかく私が心配しておりますのは、このままでは狼少年と同じで、私も最近はこの情報はまた後で間違いだったとか、火災はなかったというふうにもまた情報が流されるのだらうなと思って毎回あれ見ているのですけれども、そういう点で消防本部から火災だというふうにも情報が発せられるその根拠は何になっているものですか、お伺い

します。

○議長（中西秀俊君） 小原消防救急課長。

○消防救急課長（小原洋一郎君） では、今回指令業務に関わる連携する分もありましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

ぽちっと奥州のほかにもいろいろなモバイルメール、様々なシステムで火災発生についての連絡を差し上げておるのですけれども、これはまず火災出動の指令のかかったことと自動的にリンクしているものでございます。その火災出動をかけるに当たりましては、先ほども予防課長からもお話申し上げましたけれども、通報が入ったその時点で、明らかに火災ではないだろうというものには火災指令はしないのですけれども、疑わしいものを含めてです。あとは、先ほどの通報装置等で通報があった場合、基本的には電話等で折り返して情報を取るのですけれども、それがままならない場合、相手が応答しない場合、これらも全て火災として出動しております。要は後からやっぱり火災だったというのが、そっちのほうで状況として大変なことになりますので、まず疑わしいものを全て火災として出動しているのが現状でございます。その指令にリンクして、ぽちっと奥州とか、モバイルメールに火災ですというふうな情報が流れる。そして、現場に確認させていただいて、間違いでしたね、もしくは火災の定義に当たらない状況でしたというものについては、その後に火災ではありませんでしたということをお知らせしていると。いずれにしても、最初に消防車両が、多くの車両がぼっと動く状況があります。そのときに合わせて、まず火災として出動していますよという知らせをするというものとして情報発信しているところでございます。

以上です。

○議長（中西秀俊君） 倉成管理者。

○管理者（倉成淳君） 今課長のほうから話ありますように、これぽちっと奥州のお知らせというのは、広域の火災報知機みたいなものだと考えてほしいのです。やはり逃げ遅れる人のいないように、そういう目的で出していますから、地震の予知報道と同じように、とにかく逃げ遅れる人がないようにということが目的だということをご理解願いたいと思います。

○議長（中西秀俊君） 続いて、8番千葉康弘議員。

○8番（千葉康弘君） 8番千葉康弘です。3点質問いたします。

1点目が、次期最終処分場の件なのですが、今現在整備計画ということで準備されているということですが、これに対しては地域の住民の合意というのが一番肝心な部分になるかと思いますが、この件につきまして候補地を含めいつまでにお決めしようとしておられるのかについて、また今の準備の状況について質問いたします。

2点目が、広域火葬場のことなのですが、私のところでもこの間世話になったわけですが、その中で毎月月曜日、月1回か何か月曜日休みというような形ではありますが、多分メンテナンスか何かかなのかなというふうに理解しましたけれども、その中で例えば利用する側としますと、毎日やってほしいというふうな希望もあるのですけれども、この月1回休みというの

はやはり必要なかどうかについて質問したいと思います。

次に、水道用水供給の関係ですが、令和11年度より現在の3倍、3万立方メートルということで1日当たり供給するように計画されていますけれども、これには市の水道のほうもその分は供給量下げて、ダムのほうの水に切り替えるというようなことですが、今後の計画について伺いたいと思います。

以上、3点について質問いたします。

○議長（中西秀俊君） 千葉施設管理課長。

○施設管理課長（千葉美隆君） 8番千葉康弘議員のご質問にお答えいたします。

1点目の処分場の検討の状況ということでございます。地域住民の合意の部分に関しましては、最終処分場の候補地選定が始まらない部分には合意という部分には至りませんので、今現在は処分場の候補地選定の部分までの検討には達してございません。たしか令和15年度末までだったと思いますが、処分場の具体的な検討につきましては令和7年度から具体的な検討を開始予定としています。その内容につきましては、今現在の処分場と同様の開放型にするのか、それではなくクローズ、被覆型、屋根のついた処分場にするのかなど、それらの方式も加えて検討を進めていこうというふうに思っております。

それから、2点目の火葬場の休館につきましては、毎月1回の休館としています。休館理由として、施設のメンテナンス等もございまして、この部分についてはご容赦いただきたいと思っております。火葬場の休館は、それ以外にはもう1月1日、2日のみの休館となっておりますので、ご容赦願いたいと思っております。

○議長（中西秀俊君） 松田水質管理課長。

○水質管理課長（松田好正君） それでは、3点目の水道用水供給事業の今後の計画につきましてお答えをいたします。

令和4年度に最終供給規模1日最大3万立方メートルの供給ということで決定をしたところでございまして、令和11年度から1日最大3万立方メートルの供給に向けまして、この後ご審議をいただきます令和6年度の水道の予算のほうで浄水場の基本設計に係る業務委託料を計上してございます。おおむねスケジュールといたしましては、令和6年度、それから令和7年度に拡張分の浄水場の設計を行いまして、令和8年度から令和10年度の3か年で浄水場の、いわゆる増設分の工事を終え、令和11年度からは、現在1万4,600立方メートルの日最大の供給水量でございますので、約倍となります3万立方メートルの供給を行うと、こういう予定で進めるところでございます。

以上です。

○議長（中西秀俊君） 8番千葉康弘議員。

○8番（千葉康弘君） ありがとうございます。8番千葉康弘です。最後に、再度1点質問いたします。

火葬場の件なのですが、確かにメンテナンス的な形でこれは必要だということは理

解していますけれども、例えば私のときですと、なかなか火葬場のほうの予約が取れないというようなことがあって大変だったなど。これは、私だけでなく、例えばそういう場に当たりますと、一番大変なことになるのかと。それによりまして、全部が後になるというふうなことになりますので、できることでしたら、メンテナンス必要だということですので、それを例えば夜間にやるとか、もし工夫できるものがあればそういう形もあるかと思っておりますので、その件について質問して終わります。

○議長（中西秀俊君） 千葉施設管理課長。

○施設管理課長（千葉美隆君） 火葬場の予約に関しましては、予約システムを、令和3年11月末に新たなシステムを導入をしているところでございまして、翌令和3年12月1日からシステムを稼働させているということでございます。予約に関する部分に関してご迷惑をおかけしていないという認識ではございますが、一方で火葬場を依頼される方のご希望の時間がございまして、その部分につきましては重複するなどの事象がございまして、ご迷惑は若干はあるのかなというふうに思っておりますが、24時間受け付けられる予約システムとして今現在稼働してございますので、お伝えしておきます。よろしくお願ひします。

○議長（中西秀俊君） 5番及川春樹議員。

○5番（及川春樹君） 5番及川春樹です。2点ほどお聞きしたいと思います。

最初は、1ページ目の定員管理計画の部分と、あと4ページの行政手続の効率化というところなのですが、定員管理計画のところ、昨年私消防の部分でお聞きしたところありまして、いわゆる消防職員の業務の偏りというところで一般質問でもさせていただいたわけですが、そのとき質問3回ルールというのでちょっと中途半端に終わったものですから確認させていただきたいのですけれども、それ以降当時はたしか精査して検討していくというような話あったと思うのですけれども、どのように検討されたかというのをお聞きして、今回このような説明になっているというものをお聞きしたいと思います。

あと、4ページ目の行政手続の効率化のところなのですが、これちょっとここに当てはまるか分かりませんが、以前ほかの議員から、ホームページのもう少し見やすいような、例えば議事録なんかPDF全部ダウンロードしてみないとなかなか見たい文章にたどり着かないということありましたので、これらも手続の効率化で検討されていくのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（中西秀俊君） 志和消防次長。

○消防次長兼消防総務課長（志和純君） 及川春樹議員さんの質問にお答えいたします。

定員管理計画の部分でございまして、前回の答弁の中でちょっと説明がし切れなかったというところでございますが、現在定員管理計画は5か年のスパンで計画を定めておりまして、次期計画は令和8年度から始まるものと予定しております。現在の計画は、令和7年度までの計画となっております。その中で、消防業務に対する職員の休みの関係、例えば男性の育

見休暇の取得推進とか、そういう国で進めている政策、これらの背景もございまして、やはり現場の活動人員が少なくなってくる、そういう現状もございます。ですので、それらに対する対応といったところで考えていかなければならないというふうに内部でも今検討を進めているところでございます。

あと、業務の偏りの解消についてですけれども、これは例えば所属によっては立入検査を担当する施設の数の違いとかがありますので、その辺を所属をまたいで、別所属の分を、例えば少ない所属に多い所属から業務量を移管して処理させるなどの均衡化を図って対応しているところでございます。

以上です。

○議長（中西秀俊君） 岩渕事務局長。

○事務局長（岩渕清彦君） では、私のほうから行政手続の効率化に関連して、ホームページの中身であったり、具体的には議事録の話もお話出ましたので、その件について私のほうから回答差し上げたいというふうに思います。

まず、ホームページのほうなのですけれども、現システムでは簡単に職員のほうでいろんな更新ができるようなものになっていますので、そういった細かいところを、例えば議事録のようなものを検索できるようなものの形にはなってございませぬ。ですので、これを議員がおっしゃられるようなシステムにするには、大幅に改善あるいは別なシステムを入れなければならないというふうな状況になってございます。これについては、費用等がかかるものですから、財政計画なり収支見通しといったものを見ながら、今後において検討させていただきたいというふうに思います。

なお、現システムでやれるところ、今PDFというお話が出ておりますが、中身について今議事録そのものを上げているような格好ですので、例えば一般質問で各議員の皆様からこういった質問が出されておりますというようなところを加えながら、今できる中で対応していければいいかなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中西秀俊君） 5番及川春樹議員。

○5番（及川春樹君） 5番。ありがとうございます。ちょっとホームページのほう、少しずつでもいいので、議員に限らず一般の方も見やすいように改良していただければなと思います。

あと、定員化のところですが、いわゆる令和7年度までは現状でいって、それ以降計画ということで、今後計画練られると思うのですけれども、例えば定年延長とか今後進む中で、ベテランの方は残るのだと思うのですけれども、いわゆる現場にちょっと入れるのかというのが大変心配でして、結果的に定員数が変わらないとその分の幅が定年延長された方に取りられてしまって、結局若い人たちがその分絞られて、現場に行く負担がどんどん増えていくというのは今後見直すべきだなというふうに思いますし、あとやっぱり昨年若手職員

さんの何か発表会ありまして、私も出席させていただいたのですが、他県のお話もあってその中で言われたのが、やっぱりなかなか限られた条件の中で作業した場合に、救急がほとんどだと思うのですが、出勤できない場合が年々見られてきているということでありまして、例えば制度運用を横並びでやっていると考えれば、当組合においてもそのような可能性が少しずつ出てくるのではないかと思いますので、その辺もしっかり加味して検討していただければと思います。ここ見解を聞いて終わります。

○議長（中西秀俊君） 千葉消防長。

○消防長（千葉典弘君） 議員おっしゃるように、今後定年延長という問題が出てきて、そこに定年延長の対象の方々をどの職域に配置するかというのは大きな問題で、すぐ現場に配置できるかなければ、なかなかデスクワークに、定年時というのは60歳まで、その業務に就業している職員も結構いるので、現場にまた戻るといのはどうなのかという問題もございまして。他消防本部が我々よりも一歩先に、定年延長の対象職員があと4年後に当消防本部では出てくるので、多くの職員が出てくるので、他消防本部の状況を見ながらしっかりその職員の配置を決めたいと思いますが、いずれ先ほど次長が話したとおり、働き方改革によって交代勤務、ローテーションの職員がどんどん少なくなっている、あるいは病気休暇の職員も増えている、そういった状況下にありますし、一方で救急件数もご承知のとおり平成21年から令和5年まで、この15年間で4,600件から6,700件というふうに1.5倍近く増えていると。こんな需要にも応えるために、総合的に俯瞰的な見地で検討したいと考えております。

以上です。

○議長（中西秀俊君） 11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君） 11番阿部加代子です。2点お伺いをしたいと思います。

2ページ、3ページに関わりましてお伺いをまず1点目いたします。当行政事務組合の業務は、それこそ待ったなしといいますか、お休みを許されないような業務であります。施政方針演述の中に、様々な施設の老朽化等が言われておりますけれども、ごみ焼却施設、それから尿処理施設、広域の火葬場、広域の交流センター、そして最終処分場の件ありますけれども、これらを含めましてスケジュールといいますか、今後どういうふうに検討しなければいけないのか、そういう計画につきまして全体像をしっかりと示しておくことが必要になってくるのではないかと思います。地域住民の方々も、いつまで尿処理施設は供用ができて、それ以降は検討はこういう検討がなされるというような事前のスケジュールをしっかりと分かっていただけておくことも必要かというふうに思いますので、当組合が所管しております各施設の、いつになったら検討しなければならない、いつになったら更新をしなければならないというのがしっかりと明確になるような、トータル的な計画を地域住民の方々にも分かるようなものを示すべきではないかと。今様々ご答弁いただいておりますけれども、なかなか覚え切れないというところもございまして、まず全体的なスケジュールをしっかりと出すべきではないかということでお伺いをしたいというふうに思います。

それから、2点目ですけれども、4ページにございます周産期の対応についてお伺いをしたいと思います。当地域におきまして、出産期、産科、産むところがないということもございます。救急対応は消防のほうではしっかりと講習会等もやっていただいているようですけれども、出産はいつ起こるか分からないということもございます。先ほど救急件数が大変に増えているというような事情もありまして、妊婦さんにいたしましては、どの時点で救急車を呼ぶべきなのか、また奥州市のほうでは妊産婦のタクシーが利用できるということもございますので、そういうときは妊産婦タクシーの利用だというような、その辺の救急車を呼ぶべきかどうかということもなかなか妊婦さんにとりましては難しい判断になるのだとは思いますが、その辺の適切利用ということに対しての消防の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（中西秀俊君） 岩渕事務局長。

○事務局長（岩渕清彦君） それでは、阿部加代子議員の1点目のご質問にお答えしたいというふうに思います。

各施設老朽化が進んでおり、今後のスケジュールを示すべきではないかというお話でございました。組合の中では、それぞれの施設の現状について、ある程度の計画したものを持ってございます。ただ、期間的に長いものもあつたりしておりましたので、関係市町に対して細かいところの説明はしておりませんでしたけれども、やはりこれはあらかじめそれぞれの構成市町の財政的な話、あるいは計画の点もありますので、やっぱりお示しをしていかなければいけないというふうに思っておるところでございます。そういったところについては、今後関係市町の担当者、あるいは財政当局等々と協議しながら、こちらの考えをあらかじめお示しして、協議しながら、そういったものを議員を含め皆様方にお示しできるようにしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中西秀俊君） 千葉消防長。

○消防長（千葉典弘君） 出産期の関係で、どの時点で救急車を呼ぶべきかというお話でした。市と消防本部と連携して、医療機関とも連携して、コンセンサスをもって妊婦の皆さんに、例えば母子手帳の交付の際に、こういった奥州市「安心・安全」出産サポート連携体制でどういうときに救急車を呼ぶべきかということの内容の通知をお配りしているという状況で、具体的に平日の日中ならかかりつけの産科医療機関にまず連絡してくださいと、それで指示を受けてくださいと。それから、夜間、祝日なら、出産予定の医療機関、こっちは出産予定、医療圏外になりますけれども、そちらに連絡し、医師の指示を受けてくださいと。そして、こんなときは迷わず119番ということで、意識がない、呼吸が苦しい、会話ができない、激しい頭痛といったような項目を挙げて周知をしているところです。また、全国版の救急受診アプリ、Q助というアプリもありますので、その活用もお願いしているところであります。

以上です。

失礼しました。市もですけれども、金ケ崎町さんも一緒になって連携してやっているというところでございます。

○議長（中西秀俊君） 11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君） 11番阿部加代子です。まず、計画の件ですけれども、財政的なこともありますし、また特にも地域住民の方々のご理解を得なければならない施設が多いわけでございますので、しっかりと地域住民の方々に、長期のスパンになる施設もございませけれども、しっかりとお示しをして、今後どのようになっていくのか、この時点でこういうふうを考えなければいけない、こう判断しなければならなくなるというようなことをしっかり前もってお知らせをするということが必要になってくると思いますので、地域住民の方々に対してのご説明、またスケジュールを出すということについてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、妊婦さんの搬送の件でございますけれども、妊婦さんにはそれ渡っているのですよね。しかし、意識がなくなった、激しい陣痛が来た、激しい痛みが来たというときに妊婦自身が救急を呼ぶ、またQ助、アプリを利用するということが難しいことも考えられますので、やはりご家族、そして様々連携をするところが必要だというふうに思いますので、妊婦さんだけではなく地域の方々もこういうときにはしっかりと救急車呼ぶのだというようなことも知っておく必要もあるかと思っておりますので、もう一度お伺いして終わります。

○議長（中西秀俊君） 岩渕事務局長。

○事務局長（岩渕清彦君） 阿部加代子議員の再質問にお答えいたしたいと思っております。

地域住民の方の理解が大事だということはそのとおりだというふうに思っております。私のほうも、地域の皆様方のご理解がないとなかなかこの施設というのは運営していけないものというふうに認識しております。そういった意味では、こちらのほうである程度お話しできるようなものがめどが立った段階では確実にそういったところのご説明しながら、ご理解をいただけるよう進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中西秀俊君） 千葉消防長。

○消防長（千葉典弘君） 先ほどの説明不足でございました。平日の日中なら云々とかというお話ししましたがけれども、これはおなかに異常を感じたらと、ちゃんと意識があって、ちょっと不具合だなというふうに感じたら、おなかに異常を感じたら具体的な中身としては、激しい痛み、出血がある、破水などの出産の徴候がある、腹部に強い張りがあるなどの症状が出たら、まずは医師の指示を受けることが大事ですということを前提としました。それから、本人だけではなくて、ご家族あるいは周囲の皆さんもしっかりご認識していただけるように、おっしゃるとおり、まずホームページあるいは市町の広報などで一旦住民に周知をしていければなというふうに思っております。

○議長（中西秀俊君） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 以上で管理者演述に対する質問を終結したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） それでは、以上をもって管理者演述に対する質問を終わります。
それでは、11時10分まで休憩をいたします。

午前10時56分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午前11時10分 再開

○議長（中西秀俊君） それでは、再開いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（中西秀俊君） 日程第6、一般質問を行います。
通告順に質問を許します。
初めに、6番千葉和彦議員。

〔6番千葉和彦君登壇〕

○6番（千葉和彦君） 6番千葉和彦です。私は、通告に基づきまして「救急活動の充実について」管理者にお伺いいたします。

奥州金ヶ崎消防本部の令和5年版消防年報によれば、令和4年度救急出動は5,995件、救急搬送人員は5,380人となっており、この10年間で最高となっております。さらに、この2年間右肩上がりに増加していることが現状であります。出動件数も1日平均16.4件となり、管内に居住する住民の21人に1人が救急搬送されたことになるかと報告されております。

管内は、もともと高齢化率が高く、今後さらにそのスピードが増すことが想定されており、比例して救急搬送も増加することが予想されます。そのため、私は救急搬送活動のさらなる充実が必要と考えます。

当消防本部においては、整備計画に基づき高規格救急車を計画的に整備し、令和5年4月基準では9台を運用していただいております。さらに、医療施設と連携し、周産期救急にも対応して、市民、町民の周産期医療に対する不安払拭にご尽力いただいておりますことは敬意を表したいと思います。

さて、前段でも申し上げましたが、今後団塊の世代と言われていた方々が後期高齢者世代に突入するという時代を迎えております。これまで以上に、高齢者の心疾患や脳梗塞等の救急が増えていくのではないかと想像されます。これらの疾病は、一刻も早い治療対応が重要で、発症後の生存率のもとより、重症度も医療的処置の速さが重要であるとされております。

消防年報によると、救急出動してから患者を医療機関に収容する平均時間は、令和4年度で47.6分と報告されております。これは、年間の平均であり、今のような冬期間では道路状況も悪く、また管内も中山間地も多くあり、さらに時間がかかり、1時間を超えるのではな

いかというふうに思います。その場合、救急車における応急処置と医療機関の迅速な対応が重要になってくるのではないかとというふうに考えます。

県内他自治体でも導入が進む急性期医療機関と連携した12誘導心電図の伝送についてお伺いしたいと思います。一般に救急車からの12誘導心電図伝送による患者の生存率は、多くの要因に影響されるために一概に言うことは難しいということです。しかし、心電図のデータの迅速な伝送が急性期医療機関到着後の早期診断、治療につながり、心疾患などの緊急性が高い状態での患者の結果を改善される可能性があるかとされています。

具体的に申し上げますと、1つ目として、救急車からの心電図伝送により、心臓発作や不整脈などの状態が早期に検知され、迅速な治療が可能となり、生存率向上に寄与する可能性があること。2つ目として、心電図データの遠隔地医療コンサルテーションにより、遠隔地にいる専門医が患者状態を評価し治療方針を提案することが可能になり、最適な治療が迅速にできる可能性があること。3つ目として、これが最もメリットがあると思いますが、医療チームが患者の状態に備えることができる、待っている時間です、つまり受入れと治療が効果的に進むことが可能となります。

しかしながら、これらのことに取り組むには、確かにハード面の整備、お金さえかければこれはすぐできると思います、医療圏内の医療機関と調整を行うことのソフト面のほうが重要ではないかとというふうに考えます。

そこで、管理者にお伺いいたします。1点目、救急搬送時における急性期医療機関との現在の連携状況、どのようになっているのか。

2点目、12誘導心電図伝送の取組が県内各医療圏でも広がっておりますが、このことをどのように評価しているのか、また導入に向けた考えがあるのかについて、以上2点質問いたします。

私の登壇しての質問は以上となります。

○議長（中西秀俊君） 倉成管理者。

〔管理者倉成淳君登壇〕

○管理者（倉成淳君） 6番千葉和彦議員の「救急活動の充実について」のご質問にお答えします。

初めに、1点目の「救急搬送時における医療機関との連携状況について」であります。緊急性の高い急性期の疾患といたしましては、心筋梗塞などの心疾患や脳出血などの脳疾患などが挙げられます。

このような疾患における医療機関との連携につきましては、胆江管内のほか北上市、一関市の救急搬送医療機関との連携を図りつつ、胆江地域メディカルコントロール協議会にて救急活動の基本方針である活動手順を定め、救急活動を実施しております。

また、県内の医療政策として、医療資源の集約化の検討が進められており、脳疾患などの病態ごとに集約する区域を定めようとしており、管外の医療機関への集約も検討されてお

ます。

このような状況においての課題といたしましては、近年の急激な救急件数の増加に合わせて、管外への搬送が増加することにより、1件当たりの救急出動時間の延長が懸念されることから、関係医療機関との協議の下、必要な措置を検討してまいります。

次に、2点目の「12誘導心電図の導入に対する評価と導入に向けた考えについて」であります。千葉議員ご指摘のとおり、医療機関へ必要な情報提供を早期に行うことにより、早期診断、治療の開始につながるものと消防本部としては認識しているところでございます。

そこで、今年度の救急車両の更新に併せ、12誘導心電図の伝送が可能な設備を導入し、情報伝達に関する運用について、医療機関との調整を進めているところです。医療機関の医師の方々に運用に係る理解を深めていただくよう、詳細な情報提供と説明に努めてまいります。

以上です。

○議長（中西秀俊君） 6番千葉和彦議員。

○6番（千葉和彦君） 6番千葉和彦です。ありがとうございました。今管理者からの今年度導入の救急車からこの12誘導心電図の伝送をできる方向でということ、本当にありがたいと思っています。住民の方々も長く、やはり救急車で運ばれるときにそういう体制ができるということで、やっぱり安心できるなというふうに思いますので、ぜひにも広げていただきたいと思います。この12誘導心電図調べてみて分かったのですけれども、ドクターの方々も負担増えるのではないかなと私も一瞬考えました。先にいろいろ見ていなければいけない、そういう体制組まなければいけないということですが、調べた中で一番最初に入れた宮古医療圏の県立病院の医師の方は、そんなこと全くないよと。逆に最初にやってもらえるから余計なことをしなくて済むということで、医療機関にとっても本当にこれは昨今、先ほども申し上げましたが、急性期医療、本当に人増えている状況ですので、迅速な対応ができるということは医療機関にとってもよいのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いたいと思います。

今回質問で12誘導心電図の伝送というところを中心にお伺いしましたが、今後救急活動現場におけるデジタル化というところはどんどん進んでいくのかなというふうに思います。循環器内科関係だけではなくて、脳神経をはじめといたしまして、ほかの診療内科でも救急患者の情報がリアルタイムで医療現場チームと共有されるという時代が来ているというふうに思います。さらには、これも付け焼き刃で覚えたことなのですが、今現在は国でも人工知能を活用し心電図の解析、症状の予測、診断支援、これをAIを活用していくという事例が出ていて、国でも研究を始めているということがあります。

このように、どんどん、どんどんデジタル化進んでいくということですので、当組合のほうでもこういうことを真っ先に調査研究していただいて取り組んでいくべきではないかなというふうに思います。現場の長であります消防長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（中西秀俊君） 千葉消防長。

○消防長（千葉典弘君）　まずは、この12誘導心電図システムの導入については、我々消防本部でも推進していきたいというふうに考えておりますし、県においても循環器病の対策推進計画があるわけですが、そこにも取り組むべき施策として、このシステムの普及啓発に進んで取り組んでいくというふうにごうたわれておりますので、協議している医療機関でも前向きに検討、あるいは導入の方向で動いていただけるものというふうに考えております。これは、協力して近日中に、具体的に言うとメーカーとその心電図システムの内容をお伝えに医療機関のほうに協議に行く予定でございます。いずれにしても、議員おっしゃるとおり、デジタル化、DXを活用した、とにかく住民にとって治療開始までの時間の短縮、あるいは救命率の向上に資する重要な取組については、AIのシステムの活用なども含めて前向きに進んで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西秀俊君）　それでは、次に11番阿部加代子議員。

〔11番阿部加代子君登壇〕

○11番（阿部加代子君）　11番阿部加代子です。通告しておりました1件目、「救命サポーターステーションについて」、2件目、「火災ごみの取扱いについて」管理者にお伺いをいたします。

1件目、「救命サポーターステーションについて」お伺いをいたします。救命サポーターステーションは、応急手当てに関する講習を受講した施設の職員が、施設に設置されているAED、体外除細動器を利用し、応急手当てを実施することが可能な施設のことです。

奥州金ヶ崎消防本部では、救命サポーターステーションとして認定施設を公表し、心肺停止になった人が発生した場合にAEDを使用し、応急手当てを早期に実施できる管内の施設を紹介しています。

この認定事業は、2015年に消防本部が救命率向上計画に基づいて開始をされました。救命サポーターステーションに認定されると、認定証と表示マークが交付され、地域の安心、安全な事業所、施設拠点となります。以下についてお伺いをいたします。

1点目、管内の救命サポーターステーションの現状についてお伺いをいたします。

2点目、救命サポーターステーションが多くなることは、管内住民の安心、安全なまちづくりを推進することになります。今後の推進、周知についてどのようにお考えか、お伺いをいたします。

3点目、見直しや確認などどのように対応されているのか、お伺いをいたします。

2件目、「火災ごみの取扱いについて」お伺いをいたします。火事、火災は一瞬にして大切な家財や家屋、そして命までも奪ってしまいます。そして、火事や火災に遭うと、後片づけや各種手続など、行わなければならないこともたくさんあり、動揺し精神的にも体力的にも疲労してしまいます。そして、対処に困るのがごみです。火災に遭ったときに発生するごみは、火災ごみ、罹災ごみとなります。どのように火災ごみを処理すべきか、お伺いをいたします。

以上、登壇しての質問とさせていただきます。

○議長（中西秀俊君） 倉成管理者。

〔管理者倉成淳君登壇〕

○管理者（倉成淳君） 11番阿部加代子議員の1件目の「救命サポーターステーションについて」のご質問にお答えいたします。

初めに、1点目の「救命サポーターステーションの現状について」であります。救命サポーターステーションは、救急車が到着する前にAEDを用いて早期に応急手当てを実施することにご協力をいただける事業所に対して認定しているものであります。令和6年1月末時点で、91の事業所を認定しております。

次に、2点目の「今後の認定の推進、住民への周知方法について」であります。認定の推進につきましては、消防本部において毎年の推進事業計画を定め、救命講習など様々な機会を捉えて制度の説明を行い、事業の推進についてご理解いただけるよう努めております。認定している事業所における住民への周知につきましては、消防本部ホームページにて常時公表しております。また、新規に認定する際には、相手方のご了承をいただいた上で、認定証の交付について報道機関の取材を受け、新聞等による広報も実施しております。

次に、3点目の「認定制度の見直し、現状の確認について」であります。認定に係る要綱は、認定事業者のニーズの把握に努め精査を重ねており、直近では令和4年1月に改定しております。また、認定事業所の現状確認も毎年9月に実施しており、その確認した結果に基づき、AEDの管理や救命講習の継続的な受講など、必要な助言、指導を実施しております。今後も奥州金ケ崎地域の事業所の皆様のご理解、ご協力をいただき、住民の皆様の安心、安全の向上につなげていきたいと考えております。

次に、2件目の「火災ごみの取扱いについて」のご質問にお答えいたします。火災ごみの処理につきましては、胆江地区衛生センターでは奥州金ケ崎管内の住宅に現に居住している方が、当該火災、風水害等によって発生した廃棄物を持ち込む際に、手数料を減免して受け入れることができる制度があります。

制度活用に当たり、火災の場合は消防署が発行するり災証明書、火災以外の災害にあつては構成市町が発行するり災証明書を取得していただき、当組合に手数料減免申請書を提出する際にご提示いただくことで手数料が減免される手続となります。

衛生センターに搬入できる可燃や不燃ごみの種類については、窓口で発行しているパンフレット、当組合ホームページまたは電話による直接の照会でも対応しております。

衛生センターへの搬入に当たっては、被災者の直接搬入以外に構成市町における一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼することも可能であり、併用することでごみの処理を迅速に行うこともできます。

その後、火災に遭った建物について、解体工事業者へ依頼することにより、産業廃棄物としての処理を終えられ、全ての火災ごみの処理が完了となるものであります。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君） 11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君） 11番阿部加代子です。再質問させていただきます。

まず、1件目の「救命サポーターステーションについて」ですけれども、現在91件ということでございます、認定されている施設が。そこで、例えば昨年金ケ崎町さんの庁舎が認定になっておりますけれども、奥州市役所、認定になっておりません。AEDは設置されておりますので、職員の方で救命講習を受けた方がいるということになれば指定になるのだと思いますけれども、この辺やはりしっかり消防本部といたしましても重要な施設、例えば市の施設でありましたり、給油の取扱所等、また福祉施設、そういうスポーツ施設等AEDを置いていただけるような、置いていただいているところもあると思いますけれども、そういうところを推進していただいているようではありますけれども、さらに周知をしていただいて、この救命サポーターステーションになっていただくということが大切ではないかというふうに思います。ある程度目標を持っていただきながら、ぜひ推進をお願いしたいと思いますけれども、この辺のお考えについて伺いをしたいというふうに思います。

また、AEDの設置につきましては、事業所さんのほうで購入またはリースということになるのだと思いますけれども、先進地を見てみますと、地域の市であったり町であったりが購入をしたり、またリースをしてその施設に設置をするということも行っておられるようですし、また消耗品でありますAEDについておりますパッド、これらを更新費用を出すというようなこともされているようでありますので、この辺につきましては消防本部、そして管内のやはり市町のご協力をいただきながら推進をしていくということも大事なのではないかとこのように思います。

以前一般質問させていただきました、救命サポーターステーションにおきまして女性へのAEDの使用がためらわれるということを質問させていただいたのですけれども、消防本部のほうで三角巾、プライベートシートということで全施設に配付をしていただきまして、女性へのAED使用の場合プライベートシートをかけてあげるとすることも周知をしていただいているようではありますけれども、こういうこともしっかり周知していただきながら、サポーターステーションの拡充を進めていただければと思いますけれども、この点について伺いをしたいというふうに思います。

それから、火災ごみにつきましてはですけれども、り災証明はまず取っていただくということになるのですけれども、火災は消防署なのです。その他の災害のときは構成市町のほうにり災証明を頂くということになるのですけれども、地域住民の方々やはりり災証明、何ですか、またどこに取りにいったらいいのですかということに最初の段階でなると思います。火災のときは消防本部にということなかなイメージが湧かなくて、やはりお住まいの市町のほうにご相談になるのかというふうに思われますので、その辺しっかり構成市町とも連携をしながら、り災証明の発行につきましては地域住民の方々にしっかりとご説明をしていく、そ

して一般廃棄物と産業廃棄物の縦分けです。一般廃棄物の収集業者さんどこなのだと、まずはそこからスタートをするということになると思います。

火災が起こりますと、様々な家財道具が燃えたりするわけですので、ホームページに書いていますよ、周知していますと言われても、パソコンやスマホが焼けてしまったら見られませんし、また火災等で負傷し入院をすると、そういうことになりますと、なかなかそういう対応はできないということになってまいりますので、火災というのは突然起こりますので、そういう火災になったらどう手続をする、他の災害もありますけれども、まずは火災になったらどうするのか、その手続の仕方、相談窓口等しっかりと明確にしておく必要があるのではないかと思いますけれども、もう一度お伺いをさせていただきます。

○議長（中西秀俊君） 小原消防救急課長。

○消防救急課長（小原洋一郎君） では、阿部議員のご質問にお答えいたします。

まず、救命サポーターステーションの推進計画等についてでございます。こちらは、消防本部で定めておりますけれども、これらまず毎年各所属消防署、分署それぞれの地域ごとにそれぞれの地域特性を踏まえながら計画を定めているところでございます。特に重点事業所としましては、やはり今ご指摘ありましたように、公共施設、あとは大規模な商業施設、または従業員の方が多い事業所、やはり多くの方が集まる、利用されるところを特に重点的に進めたいというところで計画を定めて実施してございます。

なお、今年度におきましては、4月以降まず6件新規の認定の申請いただいていると。現在確認作業中のものもございまして、もう少し増えるかなとは見込んでおりますが、まず例年それくらいのペースで増えてきているかなというふうに見込んでおります。

また、AEDの消耗品等につきましては、やはりなかなか全てというのは難しいようでございます。ただ、今お話ししましたサポーターステーションの要綱の中にも、その状況にもよりますけれども、使ったパッド等についても補填するという制度を設けてございますので、その辺りも認定事業所に対して周知を進めながら事業を展開したいと思っております。

また、女性等のプライバシーシート等です。今ご紹介いただきましてありがとうございます。その辺りも、うちの消防本部としても重要な内容だと承知してございます。救命講習自体も、やはりコロナ禍に比べますと増えてはきております。そのような機会を通じて、実際のシートの使い方、もしシートが本当はない場合はどうするのだと、そういうところも含めまして指導といいますか、講習会のほう進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中西秀俊君） 千葉施設管理課長。

○施設管理課長（千葉美隆君） 再質問、2点目の火事ごみの周知につきまして、火災で混乱されている方々の手続ができるように、組合といたしますと当組合で出している火災、風水害等により発生したり災ごみの処理の部分、ホームページに掲載しているところでございます。それから、消防、構成市町の窓口につきましても、この文書について周知いただける

ように協力依頼をしているところでございます。

管内の一般廃棄物の収集業者を併せて併用することで迅速な処理に努めるという部分につきましては、例えば一般廃棄物の収集運搬許可業者、奥州市ですと36社、水沢、江刺、前沢、胆沢、衣川と各地区に必ず存在してございますし、金ヶ崎町においても6社存在してございますので、そちらの方々にご依頼いただきながら迅速に処理をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、構成市町では、火災によって被害を受けられた方への各種支援制度もご用意されているということでございますので、それらについて構成市町とご相談いただきながら、処理のほうを進めていただければというふうに思います。

○議長（中西秀俊君） 11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君） 11番阿部加代子です。まず、サポーターステーションにつきましては、新規も含めまして増えているということでございます。推進もしていただいているようでございますけれども、施設でございますので、AEDは設置されていても、救命講習を受けた方が転属になったり、またその施設からいなくなるというようなこともありますので、毎年9月に調査をしていただいているようではございますけれども、ずっと救命講習を受けた従業員の方がいなくなったからといっておやめになるようなことではなく、継続をしていただけるようにぜひ推進をしていただければというふうに思いますので、その辺お伺いしたいと思いますし、また救命サポーターステーションだから何かあったら助けなければいけないと、もちろんそれはそうなのでございますけれども、しなかったから罰則があるわけでもありませんし、AEDがここにあるよということをお知らせをしていただくためのところかなというふうに思っておりますので、その辺の事業者側さんにあまりご負担をかけないようなご説明も必要かなというふうに思いますので、この点もう一度お伺いをしたいというふうに思います。

それから、火災ごみの取扱いについてですけれども、市町のほうの窓口にも相談をできるということでもございますけれども、例えば火災になったときに消防団の皆様が駆けつけていただくわけですし、また市の消防署の職員ももちろん来ていただいておりますけれども、その火災を出した方がしっかり寄り添いながら、このときにこういう手続がありますよ、ここに相談してくださいというようなものも、例えば消防団の方から渡していただくとか、消防本部の方から渡していただくとか、そういうことも大切ではないかと思っておりますので、その辺お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（中西秀俊君） 千葉消防長。

○消防長（千葉典弘君） サポーターステーションで講習を受けた方がお辞めになった場合等についての取扱いですけれども、即座に認定を取り消すということではなくて、また引き続き再度講習をどなたかに受けていただくようお願いしているという状況でございます。これからもそのような対応を進めていきたいと思っております。

また、そのサポーターステーションになることによって義務化されるのではないかという

ことの懸念でございますけれども、いずれサポーターステーションにお願いする際に、あるいは要綱上も含めて、可能な限り対応していただく、協力をしていただくという姿勢でお願いしているところでございますので、そこら辺の重荷にならないようなご説明は逐次してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中西秀俊君） 千葉施設管理課長。

○施設管理課長（千葉美隆君） 火事ごみの部分につきましては、今いただきましたご意見を踏まえまして、消防本部、それから構成市町と連携しながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（中西秀俊君） 11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君） 11番阿部加代子です。最後になります。救命サポーターステーションでございますけれども、AEDを配置したということで、今スマホを使って位置情報で、どこの一番近くにAEDがあるかということが分かるようなシステムもできているようでございますので、今後そういうものも活用できるような形を検討していただければと思います。お伺いして終わります。

○議長（中西秀俊君） 小原消防救急課長。

○消防救急課長（小原洋一郎君） お答えいたします。

今議員からご紹介いただきましたスマホで確認できるシステムありますよと。そのAEDマップ、これは救急財団のほうで運営しているものを当本部でも活用してございます。消防本部のホームページからそのマップにリンクできるようにはつけております。ただ、このマップへの登録は、やはりあくまでもAEDを設置していただいた事業者の判断によるものということでございます。AEDを購入もしくはレンタルした際には、登録用紙も一緒に入ってくる、そのようなシステムになってございますけれども、やはり設置した事業所にお任せしているところも正直ございます。そのサポーターステーションにつきましては、現状まだ全てがマップ上に登録になってございません。ですので、その認定事業所については、管理するそのマップへの登録、併せてお願い、毎年の確認の際に併せてになりますけれども、改めて登録をお願いしたいということは常々お願いしているところでございますけれども、やはりそのようなところを使いながら、あとは逆にここの施設にもAEDがあるのだなということを全部把握できる材料としても活用させていただいております。これは、今申し上げましたように、事業所が公表を承認しているものですので、それを見て分かることは特に問題ないかなと判断してございますので、ここにもAEDがあるのだなということをもって次の推進計画の中でぜひサポーターステーションに登録していただかせませんか、声がけの材料とも使わせていただいているものでございます。

以上です。

○議長（中西秀俊君） それでは、次に3番佐藤正典議員。

〔3番佐藤正典君登壇〕

○3番（佐藤正典君） 3番佐藤正典です。通告に従い1点、「救急搬送の有料化について」管理者にお伺いします。

最初に、消防救急に携わっている皆さんにおかれましては、昼夜問わず我々胆江地区に住んでいる市民、町民のためにご尽力いただき感謝申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。少子高齢化の中、救急搬送活動の役割が一層強くなっている昨今でございます。昨年度の緊急車両の出動件数は、令和5年3月末現在で6,148件と、ついに6,000件を超えました。搬送人数も5,472人と、過去最高を更新しております。

少子高齢化と平均寿命の延伸の中、今後ますます増えることが予想される高齢者と高齢化に対応するためにどうされていくのか気になるところでございますが、千葉議員と質問が重なりますので、ここはご遠慮します。

私は、違う視点で質問します。これから訪れる急激な人口減少から今後1人当たりの消防費負担増が確実視される中、どのような取組をされているか、相互利益の関係を長く続けるためにはどうすればいいのか、そこで1点質問します。

緊急出動の有料化を検討すべきではないかについて伺います。急激な人口減少と高齢化の中、今後1人当たりの消防費負担は避けられません。そんな中で、24時間、365日、困ったときには早急に来てくださる緊急搬送サービスが無料であることはいかなるものかと思えます。一般的に、過度のサービスは内容に関係なくそのものの価値や評価を下げるものです。また、無料であるがゆえ、頼むことが心苦しく、救急車を呼びづらい原因にもなります。そして、本当に必要とされている人にサービスが行き届かない現象も今後考えられます。職員の方の負担軽減や国が進めている働き方改革もあります。管理費削減の観点からも、有料化は今後必要なことだと思います。もちろん妊婦搬送は人口減少対策の要として無料のままにすべきと考えますし、また徴収したお金は車両費の更新費に充てれば皆様のご賛同も得られると考えますが、ご見解を伺います。

以上、登壇しての質問に代えさせていただきます。

○議長（中西秀俊君） 倉成管理者。

〔管理者倉成淳君登壇〕

○管理者（倉成淳君） 3番佐藤正典議員の「救急搬送について」のご質問にお答えします。

救急搬送の有料化についてであります。消防組織法により、市町村の消防は市町村長が管理し、消防に要する費用は当該市町村が負担しなければならないと定められています。消防事務の一部である救急業務を有料化することについては、総務省や東京消防庁などにおいて、有料化により救急要請をためらう事案の発生が懸念されていることなど、多くの課題についていまだ整理がされていない状況であり、これまでに国内で救急車を利用したことに対して料金を徴収した自治体はありません。ただし、救急車の適正利用につながるなどのメリ

ットも承知しております。

現時点では、有料化は困難であると考えておりますが、今後も国による検討の推移を注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中西秀俊君） 3番佐藤正典議員。

○3番（佐藤正典君） 3番佐藤です。ありがとうございます。私も昔救急車に乗った経験がございます。来ていただいたときのありがたさは言葉になりません。逆に言えば、無料で来ていただくことに心苦しさを感じました。これは、やっぱり救急車を呼んだ人にしか分からないのではないかなと考えます。

ご存じだと思いますが、三重県松阪市では、今年の6月から入院に必要な軽症の方には、選定療養費として7,700円が徴収されることになるとのことのようにございます。背景には、出動回数の増加抑制と入院の必要のない軽症程度の救急車を呼ぶ方をなくす狙いもあるとのこと。本市の場合、消防予算として現在20億近い税金が使われております。今後人口減少と高齢化から、1人当たりの負担も上がってくると心配しております。現在1人当たり1万6,000円近くかかっております。人口減少の中で、このまま行くと10年後には2万円ぐらいになるのではないかなと危惧しております。

再質問としてですが、先ほども申しましたが、今までの慣習の無料化はこれからの時代にはそぐわないのではないかと考えます。緊急搬送に限らず、言葉は適切ではないかもしれませんが、いただけるところからいただくような、何かその対策は今後検討されていくべきではないかと考えますが、お考えを伺って終わります。

○議長（中西秀俊君） 小原消防救急課長。

○消防救急課長（小原洋一郎君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、ただいまご紹介いただいた三重県の例でございますけれども、これは国のほうで200床以上の救急対応する病院に対して、制度はもう既に定めているものでございます。その中で、例えば200床以上の病院に紹介状を持ってきていない方、あるいは診断した医師が救急的な搬送が必要ではなかったのではないかとというふうに認めた方、これらに対して今ご紹介いただきました選定療養費、税込み7,700円、これを診療費として徴収しますよという体制になってございます。ちょっと直接三重に聞いたわけではなかったのですが、いろいろ情報見ますと、三重県内もしくは愛知県内では、これまでは救急搬送は除外とされたいものをもう既に救急搬送も今のシステムに導入しますよと決めている病院もあるということでは伺ってはございます。

また、この有料化等につきまして、先ほど国のほうからでも検討していますよということでお話しさせていただきましたが、総務省消防庁救急企画室、こちらのほうにも情報等の確認を取らせていただきました。その中では、やはり平成27年、救急業務の在り方検討会ということで消防庁が立ち上げておりますけれども、その頃からまず有料化ということの問題と

しては上がっているようでございます。ただし、これも昨年国会でも一部答弁がされたというふうな情報を聞いておりますが、やはり有料化をまず検討する前に、救急の適正利用、その辺りをまずしっかり捉えて整理していきたいと。そして、あとは救急といいますか、消防の業務全般になりますけれども、全国全て同じ状況でやっているものだということになりますので、例えばこの地区では救急車はお金取るけれども、隣の市では取らないよとか、その辺りがなかなか整合つかない、そこが検討が整理がついていないというようなところですので、有料化までの、有料化を具体的に検討するまでに至っていないというのが国の見解だということは何っております。

今後その国の検討等を情報取りながら、今議員ご指摘あったやはり有料化、今後考えなければならぬものではないかということはそのとおりだとは思っておりますけれども、今後はその推移等を注視していきたいというところでございます。

以上です。

○議長（中西秀俊君） それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後1時00分 再開

○議長（中西秀俊君） それでは、再開をいたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番千葉康弘議員。

〔8番千葉康弘君登壇〕

○8番（千葉康弘君） 8番千葉康弘です。私は、「ごみ収集車、ごみ焼却施設等の火災等について」管理者に質問いたします。

ごみ収集車、ごみ焼却施設等の火災について、全国においてごみ収集車、ごみ焼却炉施設等の車両火災や施設火災の報道が散見されております。その原因には、スプレー缶やリチウム電池の混入によるものと考えられています。近隣の施設では、不燃ごみ処理施設の火災によって施設の機能が損なわれ、稼働が停止する事態も発生しております。ごみ収集車は、一時的な収集停止となりますが、ごみ焼却施設の火災は施設の復旧、再開稼働まで相当の期間が必要であり、住民の生活環境への影響や多額の修繕費を要するものと考えております。火災を未然に防止するために、当施設の火災事故の対策についてお伺いいたします。

そこで、次の点について質問いたします。1点目、過去6年間に当施設で火災事故があったかどうか、また分別したものの処理について、資源化、破碎、破碎後の埋立てについて、現状がどのようになっているかお伺いいたします。

次に、やけどやけがが心配される作業従事者は、現状ではどのような労働環境で作業を行っているのか、今後どのような安全対策を考えているのかについてお伺いいたします。

次に、分別について、リチウム電池、リチウムイオン電池、スプレー缶、カセットボンベ、



加熱式たばこ、ライター等の安全な出し方、収集、販売店の回収の状況について伺います。

4点目、火災事故防止について、ごみの発火防止には住民の協力、周知及び広報が必須であると考えております。スプレー缶、カセットボンベ、リチウム電池の安全な出し方やどこにリチウム電池が内蔵されているか理解されないまま不燃ごみとして排出される方も多いのではないかと思います。高齢者も含め、誰でも分かるようでなくては事故を未然に防ぐことは難しいと捉えております。課題解決には、組合、奥州市、金ケ崎町の連携した取組が必要と思いますが、どのように検討し、どのように住民に周知するのかについてお伺いいたします。

以上、4点について質問いたします。

○議長（中西秀俊君） 倉成管理者。

〔管理者倉成淳君登壇〕

○管理者（倉成淳君） 8番千葉康弘議員の「ごみ収集車、ごみ焼却施設等の火災対策について」のご質問にお答えいたします。

環境省において、10年ごとの調査を行っている「一般廃棄物処理施設等事故事例調査」の報告書によれば、平成27年度から平成29年度までの3年間において、ごみ焼却施設での火災及び爆発事故は39件、粗大ごみ処理施設では147件の事故事例が報告されており、その物的要因として、カセットボンベ、スプレー缶、リチウム電池によるものが104件であることから、近年全国的に施設の安定稼働を阻害する危険な搬入物として認識されています。

初めに、当組合内における過去5年間の火災事故の発生状況についてであります。ごみ収集車の火災については1件確認されており、施設の火災事故についてはごみ焼却施設で1件、粗大ごみ処理施設で16件発生しておりますが、施設の機器や稼働などに影響を与えるような大きな事故については発生しておりません。

また、分別物の処理の現状につきましては、発火の危険性のあるリチウム電池等は、搬入された段階で可能な限り回収し専門業者へ引き渡すことで処分を行い、爆発の危険性のあるスプレー缶等については、職員が充填ガスの有無を確認した上で適正処理を行い、破碎後に資源物として売却しており、最終処分場への埋立物にはなっておりません。

次に、作業従事者の安全対策についてであります。安全対策に必要な装備品であるヘルメット、防護服、革手袋などを支給し、その装備を徹底するよう指導しております。また、スプレー缶等の穴空け作業については、ガスが充満しないよう開放された空間で作業を実施しています。

次に、リチウム電池等の安全な出し方ではありますが、衛生センターの搬入者には搬入監視員が搬入物を確認の上、適正に対応し、構成市町では回収を実施している店舗名を公表した上で回収ボックスに入れるよう指導しており、メーカーについても同様でございます。

最後に、火災事故防止対策の検討と周知についてであります。衛生センターには毎日100件前後の搬入者が来庁されており、その全ての搬入物について搬入監視員が見極めることは困

難であり、事故の未然防止には搬入者による適正な分別が最も効果的であり、重要であるものと考えます。このことから、組合では処理不適物に関する情報をホームページに掲載するとともに、構成市町担当課と情報共有を行い、構成市町の広報等による発信をしていただいております。

ごみの適正な分別と排出方法について、しっかりと住民に浸透するよう、今後とも情報発信に努めてまいります。

以上です。

○議長（中西秀俊君） 8番千葉康弘議員。

○8番（千葉康弘君） 8番千葉康弘です。ありがとうございます。今のお聞きいたしまして、当施設でも収集車が1件、あと大きな事故にならなかったということですが、施設のほうで1件とか、あと粗大ごみのほうで16件というようなことで、やっぱり何らかの火災事故が発生していると。これは、見ていただいているから抑えられたというふうに考えればいいのか、それらの疑問な分あるのですが、やはり搬入する人は、例えば自分で全部調べて持ってくるということもあり得ないと思いますので、その中でぜひみんなに分かるような形で、これはいいのだ、これは駄目だとか、しっかりとした形を示していかないとならないのではないかなというふうに思います。

その中で質問いたします。先ほどスプレー缶、カセットボンベの件がありましたけれども、こちらは例えば住民の方が穴空けして燃えないごみに出すということは周知されていますが、このやり方一つ取っても、例えば素人ですと、私みたいな分からない分ですと、ガスが残って、その中に穴空けた場合で静電気とかというようなことで着火する場合もあるかと思われまます。例えばスプレー缶とかカセットボンベ、これを出す場合ですと、使い切って、あと当市とか町では穴空けというようなことが求められています、環境省のほうでは穴空けしないでというようなことも推奨されていると、それが今はあるのだということなそうです。これは、スプレー缶を空けた場合ですと、危険な行為というようなことで、やっぱり作業に当たる方または住民の方がけがをする場合もあると。火災事故またはやけどという場合もありますので、これを防ぐためというようなことで穴空けしないでというようなことも推奨されているというのがあると。また、これがだんだん増えているというような状況なそうです。

それで、例えば安全な穴空けするためというようなことで、他の自治体なのですけれども、専用の器具を用いてやるというようなことを周知している部分もあるそうです。当市とか町ですと、穴空けというようなことを求めているのですが、現在穴空けをもし続けるとするのであれば器具というようなことを周知していく、これも必要になるのではないかなというふうに思います。これは、組合だけではできませんので、組合、また構成市町と再検討、これも必要になってくるのではないかなというふうに考えております。これについて伺いたいと思います。

次に、火災防止というような部分で、適正な分別、これが一番なのですが、その中で回収、

出し方、この周知、これがまだまだ分からない分があるのではないのかなというふうに思います。例えば分からないまま燃えないごみとか不燃ごみに出して、収集車またはごみ施設が火災につながるというような危険もあるわけですが、例えば危険なものということで考えられていますスプレー缶とかカセットボンベ、リチウム電池、加熱式たばこ、またボタン電池というようなことありますが、この回収している販売店、この一覧表というようなことでできないのかなというふうに思います。これを周知した中で、住民に分かりやすく、例えば市、町の広報とかホームページで再度すること、または当組合含めて構成市町で一緒になって周知、この必要が今高まっているのではないかなというふうに考えておりますが、この2点について伺います。

○議長（中西秀俊君） 千葉施設管理課長。

○施設管理課長（千葉美隆君） 8番千葉康弘議員の再質問にお答えをいたします。

スプレー缶の部分につきましては、穴空けを求める団体、求めている団体ということで分かれているという部分については認識しています。当組合とすると、搬入を受ける側の立場でお話をさせていただきますと、穴を空けている、空けていないの部分についてはもちろん搬入監視員が監視しまして、それで必要に応じてお客様に空けていただく、もしくは職員が空けるというような対応をさせていただいてございますけれども、購入されているスプレー缶については、必要に応じて購入されたものということのように捉えておりますので、基本的には使い切っていただいて、危険性のない状態まで使い切っていただくという部分が一番大切なことではないのかなというふうには思っております。穴空けを求める側の安全な器具の部分については、組合単独では検討することはできませんので、構成市町と検討しながらというような形になるかと思っております。

それから、火災防止の部分につきましては、販売店と構成市町のほうで名前を公表しているということがございますので、奥州市であれば6店舗ぐらいだったか、金ケ崎町でも1店舗ぐらいあるということで、そのように公表されておりますので、そちらのほうに出していただくというような形で回収を促進していただくと。いずれにおきましても、搬入される方が適正に分別をして出していただきたいと思っております。例えばリチウムイオン電池については、携帯電話から携帯のゲームなど各種様々なものに使用されているという部分で、全てを網羅した上で周知できればいいのですけれども、その部分についてはかなり困難な面があるというふうに考えてございますので、排出されるときに一度排出者さんのほうで確認していただくのが適正な対応というふうに思っておりますし、施設の火災の危険性がある部分につきましては、昨年も構成市町の環境担当のセクションの方々と会議を開きまして情報共有をして、実際に起きた部分の写真を見ていただくなど、施設に対する危険性があるということで情報共有させていただいております。改めてこの部分広報で周知していただいているところではございますけれども、継続的に構成市町と検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（中西秀俊君） 8番千葉康弘議員。

○8番（千葉康弘君） 千葉康弘です。電池とかの回収ですと、例えば奥州市ですと総合支所とか、あと地区センターにあるのですけれども、これは電池ですとあくまでも乾電池ですか。そういう形しか回収はできないものですから、その中で奥州市で6店舗の回収する店があるということですが、まだまだ周知が不足しているのではないかと。また、例えば担当課でもはっきり言えないというような部分あるようですので、ぜひぜひこの分は組合含めまして構成市町ともう一回ご協議いただきまして、住民の方に分かりやすい形で、ここに持っていけばいいのだみたいな部分、またこういう形で聞いてくださいみたいなことで再度徹底といえますか、再度お願いしていかないと、大きな火災につながるという部分あるかと思っておりますので、その分はご検討いただきたいと思います。

この収集車とかごみ施設の火災というのは、いつ起こるかは分からないわけですので、住民、また収集される業者さん、また行政も一体となって適正な分別というようなことを再度確認して将来の資源、また環境につながるのだという意識を持って取り組んでいただくということを確認したいと思います、ご所見を伺って終わりたいと思います。

○議長（中西秀俊君） 千葉施設管理課長。

○施設管理課長（千葉美隆君） それでは、回収拠点が少ないというご指摘の部分につきましては、こちらはメーカーの回収態勢の強化ということで、それに尽きるのであろうというふうに思います。こちらとしては、施設に災害をもたらす大きな危険なものということで認識していますので、全国の都市清掃協議会であったりとか、そういう部分も含めてメーカーさんのほうに届くように今現在も要望しているところですが、引き続き要望してまいりたいというふうに思っております。出す際には、危険なものであるという部分からして絶縁等お客様にもお願いしなければいけない部分もありますので、それらを含めて周知に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（中西秀俊君） 以上をもって一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（中西秀俊君） 続いて、日程第7、発議案第6号、奥州金ケ崎行政事務組合議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。11番阿部加代子議員。

〔11番阿部加代子君登壇〕

○11番（阿部加代子君） 発議案第6号、奥州金ケ崎行政事務組合議会会議規則の一部改正につきまして提案理由の説明を行います。

この改正は、議員活動に関する制約要因を解消し、多様な人材の組合議会への参画を促進するとともに、会議の欠席事由の具体例等について明文化するため、本規則を一部改正しようとするものであります。

改正の主な内容であります。欠席事由の「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、

介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由のため」に改め、併せて出産のため出席できない場合の届出について明文化するものであります。

なお、この規則の施行期日は、公布の日とするものであります。

何とぞ原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（中西秀俊君） ただいまの発議案に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。

それでは、暫時休憩をいたします。

午後1時23分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後1時24分 再開

○議長（中西秀俊君） それでは、再開いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（中西秀俊君） 日程第8、議案第1号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

それでは、2番菅野至議員の退席を求めます。

〔2番菅野至君退場〕

○議長（中西秀俊君） 議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。倉成管理者。

○管理者（倉成淳君） 議案第1号、監査委員の選任に関し同意を求めることについてをご説明申し上げます。

議員のうちから選任された監査委員、高橋藤宗氏は、令和6年2月29日をもって任期が満了することから、その後任の委員の選任に関し、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

慎重に選考してまいりました結果、菅野至氏を適任者と認め、同氏を後任の監査委員に選任しようとするものであります。

何とぞ満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号は、人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

これより採決いたします。採決は起立採決により行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西秀俊君） 起立全員であります。よって、議案第1号はこれに同意することに決しました。

2番菅野至議員の退席を解きます。

〔2番菅野至君入場〕

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（中西秀俊君） 日程第9、議案第2号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例及び奥州金ケ崎行政事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。倉成管理者。

○管理者（倉成淳君） 議案第2号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例及び奥州金ケ崎行政事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

なお、以下の議案第3号から議案第10号までにつきましても同様に事務局長からご説明申し上げますので、ご了承願います。

○議長（中西秀俊君） では、岩渕事務局長。

○事務局長（岩渕清彦君） 議案第2号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例及び奥州金ケ崎行政事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

この改正は、岩手県職員の給与制度に準じ、本件条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容ですが、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに会計年度任用職員の期末手当の支給割合を改定するとともに、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとするものであります。

なお、この条例の施行期日は、改正の内容に応じて公布の日または令和6年4月1日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君） ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（中西秀俊君） 日程第10、議案第3号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。岩淵事務局長。

○事務局長（岩淵清彦君） 議案第3号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

この改正は、国及び県において、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫等作業手当の特例が廃止されたことに準じて、本件条例を一部改正しようとするものであります。

改正の主な内容ですが、組合における新型コロナウイルス感染症に対処するための感染症患者移送等手当の特例を廃止するものであります。

なお、この条例の施行期日は、公布の日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君） ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中西秀俊君） 日程第11、議案第4号、奥州金ケ崎行政事務組合消防本部手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。岩淵事務局長。

○事務局長（岩淵清彦君） 議案第4号、奥州金ケ崎行政事務組合消防本部手数料条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

今回の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防本部手数料条例に規定する危険物の貯蔵所の設置の許可申請に対する審査に係る手数料の額を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものであります。

改正の主な内容は、消防法の規定に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を改めるものであります。

なお、この条例の施行期日は、令和6年4月1日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君） ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（中西秀俊君） 日程第12、議案第5号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。岩淵事務局長。

○事務局長（岩淵清彦君） 議案第5号、財産の取得に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

本件は、入札執行前に設定いたしました予定価格が2,000万円以上であったことから、地方自治法第96条第1項第8号及び奥州金ケ崎行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この財産の取得につきましては、江刺消防署に配備している大型水槽つき消防ポンプ自動

車が平成14年の購入から21年が経過し、経年による不測の事態を招かぬよう、消防力整備計画に基づき更新するものであります。

契約の相手方につきましては、当組合の指名競争入札参加資格者のうち、19者を指名し、去る11月30日に入札を執行しましたところ、株式会社岩手総合商事が落札いたしましたので、契約金額6,820万円で物品売買契約を締結し、取得しようとするものであります。

なお、更新に当たっては、現在の社会状況等から、通常より納入までの時間を要することが想定されたことから、債務負担行為を設定し、令和5年度内に入札手続を行ったものであります。

以上が本議案の目的、入札経過などであります。何とぞ原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君） ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君） 11番阿部加代子です。資料の後ろに入札結果が出ております。この入札ですけれども、指名競争入札で行われたというふうに思いますけれども、不参というところがございます。この不参というのは、指名競争入札におきまして何の連絡もなかったという理解でよろしいのでしょうか、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（中西秀俊君） 阿部企画総務課長。

○会計管理者兼企画総務課長（阿部奉文君） 11番阿部加代子議員のご質問にお答えいたします。

この不参という備考欄に書かれた理由でございしますが、議員お見込みのとおり、何の連絡もなかったということでこのような形に表記しております。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君） 11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君） 11番阿部加代子です。社会通念上、指名を受けておいて、また指名してほしいというふうに言われておいて何の連絡もなかったということに関しまして、組合として何らかの対応をお考えなのかお伺いしたいというふうに思います。

○議長（中西秀俊君） 阿部企画総務課長。

○会計管理者兼企画総務課長（阿部奉文君） 決まりが、何の決まりもありませんので、今のところこの不参加の方に対して何か罰則を設けるとかと、そういうものはありませんので、そういう対応はできないかと考えております。

○議長（中西秀俊君） 11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君） 11番阿部加代子です。指名競争入札です。指名してほしい、またこちらからあなたは指名業者に入っておりますということなのに、何の連絡もなく入札に応じないということに関しまして、民間の企業だったら許されないことなのです。確かに何の連絡もなくいらっしゃらなくても規定はないと思います。でも、今後このようなことがない

ように、しっかりとお話をなさっていったほうがいいのではないかと思います。こういうことがほかの事業所にも影響を及ぼしかねないということにもなりますので、しっかりと検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中西秀俊君） 阿部企画総務課長。

○会計管理者兼企画総務課長（阿部奉文君） 今後につきましては、入札に参加する業者の方々には、事前に入札に参加する意思があるかどうかというのを事前に確認しまして、入札のほうを実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 質疑なしと認めます。

それでは、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中西秀俊君） 日程第13、議案第6号、財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。岩淵事務局長。

○事務局長（岩淵清彦君） 議案第6号、財産の取得に関し議決を求めることについてをご説明申し上げます。

本件は、入札執行前に設定いたしました予定価格が2,000万円以上であったことから、地方自治法第96条第1項第8号及び奥州金ヶ崎行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この財産の取得につきましては、水沢消防署胆沢分署に配備している高規格救急自動車は平成23年の購入から12年が経過し、経年による不測の事態を招かぬよう、消防力整備計画に基づき更新するものであります。

契約の相手方につきましては、当組合の指名競争入札参加資格者のうち、8者を指名し、去る11月30日に入札を執行しましたところ、岩手トヨタ自動車株式会社水沢店が落札いたしましたので、契約金額2,772万円で物品売買契約を締結し、取得しようとするものであります。

なお、本案につきましても同様に、現在の社会状況等から、通常より納入までの時間を要することが想定されたことから、債務負担行為を設定し、令和5年度内に入札手続を行った

ものであります。

以上が本議案の目的、入札経過などであります。何とぞ原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君） ただいまの議案に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（中西秀俊君） 日程第14、議案第7号、令和5年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。岩渕事務局長。

○事務局長（岩渕清彦君） 議案第7号、令和5年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計補正予算（第2号）をご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の2ページ、3ページをお開き願います。今回の補正予算は、歳入においては決算見込みによる分担金の減額、利用者の増加による使用料の増額、ごみ搬入量の見込み増による手数料の増額及び財産売払い収入の増額等、歳出においては給与改定等による職員給与費の増額、入札結果により生じた不用額等による消耗品費、光熱水費、委託料、工事請負費及び備品購入費等の減額、原油価格高騰による燃料費の増額等について所要の措置をするものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,705万2,000円を減額し、補正後の予算総額を34億6,605万9,000円とするものであります。

次に、4ページ、第2表、地方債補正であります。地方債の補正につきましては、消防施設整備事業債における水沢消防署給排水設備更新工事及び消防車両更新に係る契約額確定により、その限度額を変更するものであります。

補正予算の概要につきまして、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。最初に、歳入についてであります。1款分担金及び負担金、1項分担金は9,148万4,000円の減額であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料は1,698万6,000円の増額であります。休日及び夜間診療所の利用者の増加等によるものであります。

2項手数料は138万1,000円の増額であります。ごみの搬入量の見込み増によるものであり

ます。

5款財産収入、1項財産売払い収入は、鉄くず売払い単価の増による鉄くず売払い収入及び残骨灰売り渡し収入により1,777万5,000円の増額であります。

7款諸収入、2項雑入は、東京電力原子力損害賠償金等により159万円の増額であります。

8款組合債、1項組合債は、水沢消防署給排水設備更新工事及び消防車両更新に係る契約額確定により330万円減額するものであります。

12ページ、13ページをお開き願います。次に、歳出についてであります、1款議会費、1項議会費は45万円の減額であります。

2款総務費、1項総務管理費は245万2,000円の減額であります。

3款民生費、1項社会福祉費は、介護保険制度改正による介護認定システム改修等により361万9,000円の増額であります。

14ページ、15ページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費は、原油価格高騰による火葬場さくらぎ苑及び広域交流センターの燃料費及び電気料金の増額等により607万2,000円を増額するものであります。

16ページ、17ページをお開き願います。2項清掃費につきましては、入札結果により生じた不用額等による委託料及び工事請負費等の減額等により6,306万8,000円を減額するものであります。

18ページ、19ページをお開き願います。5款消防費、1項消防費は、入札結果により生じた不用額等による委託料、工事請負費及び備品購入費等の減額となる一方で、給与改定等による職員給与費の増額により2,939万円を増額するものであります。

6款公債費、1項公債費は、令和4年度に起こした組合債の借入額及び借入利率確定により4,000円を増額するものであります。

7款予備費、1項予備費につきましては、年度末までの不測の事態に備える額を除きまして3,016万7,000円を減額するものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君） これより質疑に入ります。

11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君） 11番阿部加代子です。3点お伺いをいたします。

11ページにございます財産売払い収入のところの残骨灰の売り渡し収入につきましてお伺いをしたいというふうに思います。これは、いつからいつまでの分なのか、お伺いをいたします。

それから、2点目、その下にございます雑入のところのバイスタンダー見舞金につきましてご説明をお伺いしたいというふうに思います。

それから、3点目ですけれども、17ページ、工事請負費のし尿処理施設維持補修工事、入

札残ということでよろしいのでしょうか。もう少し詳しい説明をお願いいたします。

○議長（中西秀俊君） 千葉施設管理課長。

○施設管理課長（千葉美隆君） それでは、11番阿部加代子議員のご質問にお答えいたします。

残骨灰の売り渡し収入で、残骨灰の売り渡したもののその期間ということでございました。ここの部分につきましては、令和4年2月3日から令和5年7月4日までの分を一度出してお返し、2回目につきましては令和5年7月5日から令和6年1月14日までの分ということ売り渡しの期間ということになります。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君） 志和消防次長。

○消防次長兼消防総務課長（志和純君） 阿部議員お尋ねの11ページ、バイスタンダー見舞金についてご説明いたします。

バイスタンダー見舞金とは、傷病者のすぐそばにいた方、俗にバイスタンダーと呼んでおりますが、この方が何らかの応急処置をされた場合、もしかしたら感染症にかかってしまうのではないかと、そのために手を出すことをためられる、そういった不安を払拭するために、実際に何らかの処置、お手伝いをいただいた方に対して、見舞金という形で、実質は病院での検査、感染症あり、なしの検査を受けた方に対して2万5,000円のバイスタンダー見舞金をお支払いしているところでございます。消防本部がバイスタンダーにお支払いした見舞金に対して、消防本部が加入してございます消防業務賠償責任保険、こちらから補填されるという形になっておまして、それが12万5,000円ですから5件分の保険金での補填があったと。それで、収入科目としては雑入に入ると、そういった形になってございます。

以上です。

○議長（中西秀俊君） 松田水質管理課長。

○水質管理課長（松田好正君） それでは、私のほうからは3点目のし尿処理費の工事請負費の約1,200万減額の主な内容についてお答えいたします。

お話もありましたとおり、主な内容につきましては入札等による契約の減でございます。大きくは、工事のほうは6件ほどございましたが、金額の主な部分については入札契約等による減額、今回減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（中西秀俊君） 日程第15、議案第8号、令和5年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。岩淵事務局長。

○事務局長（岩淵清彦君） 議案第8号、令和5年度奥州金ケ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計補正予算（第2号）をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収益的収入予算においては令和4年度末に行った建設仮勘定の振替額の確定による長期前受金戻入の増額、収益的支出予算においては入札結果により生じた不用額等及び浄水場発生土処分方法の変更による委託料の減額、入札減等による修繕料の減額、令和4年度に完了したたんこう浄水場中央監視制御設備更新工事による減価償却費の増額等について補正しようとするものであります。

資本的支出予算においては、入札結果により生じた不用額の減額及び電話交換機交換工事実施時期の先送りによる工事請負費の減額について補正しようとするものであります。

別冊の補正予算書の1ページをお開き願います。第2条の収益的収入及び支出の補正であります。収入につきましては第1款水道用水供給事業収益を427万1,000円増額し、総額7億2,053万9,000円とするものであります。内訳であります。第2項営業外収益を427万1,000円増額するものであります。

支出につきましては、第1款水道用水供給事業費用を2,105万8,000円増額し、総額8億943万1,000円とするものであります。内訳であります。第1項営業費用を1,921万9,000円増額し、第2項営業外費用を183万9,000円増額するものであります。

第3条の資本的支出の補正であります。第1款資本的支出を812万9,000円減額し、総額3億1,955万5,000円とするものであります。内訳であります。第1項建設改良費を812万9,000円減額するものであります。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正は、職員給与費を43万9,000円増額し、2,319万8,000円とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで2時10分まで休憩をいたします。

午後1時56分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後2時10分 再開

○議長（中西秀俊君） それでは、再開いたします。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（中西秀俊君） 日程第16、議案第9号、令和6年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。岩淵事務局長。

○事務局長（岩淵清彦君） 議案第9号、令和6年度奥州金ケ崎行政事務組合一般会計予算をご説明申し上げます。

別冊予算書の2ページ、3ページをお開き願います。本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億909万7,000円に定めようとするものであります。

令和6年度は、衛生事業においては、胆江地区広域交流センター設備改修工事に係る工事請負費などを計上しております。

消防事業においては、消防力整備計画に基づく水沢消防外壁補修工事に係る工事請負費、消防車両の購入費及びいわて消防指令センター総合整備事業負担金などを計上しております。

4ページをお開き願います。第2表、地方債であります。消防施設整備事業債は3億2,880万円を限度に起債をするものであります。

それでは、歳入歳出予算の概要につきまして、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。歳入の主なものをご説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項分担金は32億6,654万4,000円であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料は5,710万6,000円で、休日及び夜間診療所の診療収入、胆江地区広域火葬場さくらぎ苑の使用料が主なものであります。

10ページ、11ページをお開き願います。2項手数料は2億984万円であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は7万3,000円で、廃棄物処理施設における放射性物質のモニタリング事業に係る国庫補助金であります。

4款県支出金、1項県負担金は1,000円であります。

5款財産収入、1項財産売払い収入は910万1,000円で、粗大ごみの処理等により生じる鉄

くずなどの売払い収入及び火葬場に係る残骨灰売り渡し収入であります。

6 款繰越金、1 項繰越金は2,130万円であります。

12ページ、13ページをお開き願います。7 款諸収入、1 項預金利子は1,000円であります。

2 項雑入は1,633万1,000円で、岩手県防災航空隊への職員派遣に係る負担金が主なものであります。

8 款組合債、1 項組合債は3億2,880万円であります。いわて消防指令センター総合整備事業及び消防車両の購入に係る消防債であります。

次に、歳出について主なものをご説明いたします。14ページ、15ページをお開き願います。

1 款議会費、1 項議会費は94万9,000円であります。

18ページ、19ページをお開き願います。2 款総務費、1 項総務管理費は8,063万2,000円、2 項監査委員費は21万6,000円であります。

20ページ、21ページをお開き願います。3 款民生費、1 項社会福祉費は3,950万4,000円あります。

28ページ、29ページをお開き願います。4 款衛生費、1 項保健衛生費は3億2,836万8,000円あります。休日及び夜間診療所、広域火葬場さくらぎ苑並びに広域交流センターの運営管理に係る経費が主な内容であります。

38ページ、39ページをお開き願います。2 項清掃費は11億7,484万円あります。ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場の施設管理に係る経費が主な内容であります。

44ページ、45ページをお開き願います。5 款消防費、1 項消防費は21億3,676万8,000円あります。内訳といたしましては、常備消防費17億2,983万5,000円、消防施設費4億693万3,000円あります。常備消防費につきましては、消防本部、各消防署及び分署における人件費及び消防業務に係る経費が主な内容であります。また、消防施設費につきましては、水沢消防署庁舎延命化に係る庁舎整備事業、消防力整備計画に基づく消防車両の購入及びいわて消防指令センター総合整備事業等に係る経費であります。

6 款公債費、1 項公債費は1億3,062万円あります。内訳といたしましては、元金が1億2,843万8,000円、利子が218万2,000円あります。

7 款予備費、1 項予備費は1,720万円で、年度内の不測の事態に備えるものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君） これより質疑に入ります。

11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君） 11番阿部加代子です。3点ほどお伺いをいたします。

11ページにございます残骨灰の売り渡し収入につきまして1点、2点目が29ページ、工事請負費、交流センター設備改修工事につきまして、3点目が33ページ、工事請負費、ごみ焼



却施設維持補修工事についてお伺いをいたします。

まず、11ページ、1点目、残骨灰の売り渡し収入ですけれども、先ほどの補正のところでも、1,300ほど残骨灰の売り渡し収入あったわけですが、この400という数字の見積りにつきましてどのようにお考えになっているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

また、この残骨灰の売り渡し収入の使い道について、規定は設けていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

それから、2点目の29ページの交流センター設備改修工事につきまして、期間、それから改修内容についてお伺いをいたします。

33ページの工事請負費、ごみ焼却施設の維持補修工事の期間、それから維持補修の内容につきましてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（中西秀俊君） 千葉施設管理課長。

○施設管理課長（千葉美隆君） それでは、11番阿部加代子議員のご質問にお答えいたします。

1点目の残骨灰の売り渡し収入400万円の見積りということでございます。今年度は、先ほどお話しさせていただきましたように、売り渡しする期間に保管している残骨灰が多かったという部分で、一千数百万円ということで見込んでございます。翌年度の部分につきましては、単年度分ということで1,800件ほどを見込んでございます。今年度の売り渡し単価が1件当たり3,030円ということでしたが、有価物の価格変動が予想されるという部分がございますので、1件当たりの単価を2,030円と見込んだ結果、400万円程度ということで見込んでいるということでございます。

それから、売り渡し収入の使途の部分につきましては、構成市町の方々とご協議をさせていただいて、火葬場の特定財源として使わせていただくということで決めてございます。

それから、交流センターの設備改修工事ですけれども、期間といたしますと令和7年の3月31日までの工事期間というふうに考えてございます。それから、改修の内容ですけれども、電気工事の部分でいくと各種照明のLED化等、それから建築設備工事のほうでは内装の貼り替え等を考えてございますし、それからあと一番大きな部分でいきますと、ボイラーの入替え、それから各種熱交換するための装置、部品と配管の部分で改修工事の内容となっております。

ごみ焼却施設の維持補修工事の内容の部分につきましては、例年定期整備計画、長期整備計画の中で計画している範囲内で実施しています。受入れ供給設備から機械設備までとなり、工事項目ごとでお話をさせていただきますと、後燃焼設備、それから燃焼ガスの冷却設備、そして排ガスの処理設備、余熱利用設備、通風設備、排ガス設備、飛灰処理設備、計装設備、機械設備という内容となっております。

今工事項目としてお話しさせていただいた内容につきましては、ごみ焼却施設の維持補修

工事としての内容、それから工事といたしますと天井クレーンの維持補修工事が主な内容ということになります。

期間といたしますと、一本の工事ということではございませんので、期間については一概にお話しできないものでございます。

○議長（中西秀俊君） 11番阿部加代子議員。

○11番（阿部加代子君） 11番阿部加代子です。まず、1点目の残骨灰の売り渡し収入についてですけれども、金属の単価上がっていたのだと思いますけれども、下がるということの理由について、何かお分かりであればお伺いいたします。

それから、特定財源にするということですが、今後どのように改修するかとか何に使うか、どう使うかということはこれからということによろしいのでしょうか、お伺いをいたします。

それから、29ページの交流設備改修工事、かなり大がかりなものになるようですが、交流センターの使用ができなくなるということになるのでしょうか、お伺いをいたします。

それから、33ページのごみ焼却施設の補修工事でございますけれども、焼却施設は止めないで、2つあるので片方ずつということになるのかなと思いますけれども、そういうことでよろしいのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（中西秀俊君） 千葉施設管理課長。

○施設管理課長（千葉美隆君） それでは、1点目の残骨灰の有価金属の下がる理由の部分につきましては、今現在価格の下落が確認されておりませんので、堅く見させていただいたということでございます。

それから、特定財源、今後どのようにするかという部分につきましては、火葬場の維持管理費、火葬場の費用として充てていくということで、中身については予算書記載のとおりの中身に使用させていただくという形になります。

それから、交流センターの使用できなくなるのかというご質問の部分につきましては、今現在工事契約をまだ締結はしてございませんが、現在の見込みからすると3か月程度お休みしなければいけない期間があるというふうに見込んでございます。具体的な何月から何月という部分につきましては、業者と契約締結後に工程表を詰めながらというような形になるかと思っております。

ごみ焼却施設の維持補修工事の部分につきましては、維持補修工事、ごみの残量との関係がございまして、ごみの残量が少なくなる時期を見ながら維持補修工事を行っていくというような形でございます。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君） 5番及川春樹議員。

○5番（及川春樹君） 5番及川春樹です。43ページの消防学校入校経費負担金というところがあって、300万の予算あるのですけれども、先ほどの補正ですと約90万ぐらい減額してお

りまして、もともとの今年度分のちょっと把握していませんので、これいづれ今回の予算と比較すると、前回で3割近く減額されて、今年度ちゃんと執行できるのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中西秀俊君） 千葉消防長。

○消防長（千葉典弘君） 及川議員のご質問にお答えいたします。

消防学校の入校、いろんな科目がございまして、20科目あるのか、十数個の科目に、それに数人ずつ職員が行って、1週間から1か月程度の研修が多いのですけれども、そういった形で予算を最初に組んでいるのですけれども、今年度の途中から人員がちょっと、先ほどもお話ししましたように、育休等の職員が多くなってきて、あるいは病休等の職員も含めて、それで隊がなかなか編成ができなくなりつつあって、その上に職員を学校に派遣するとなると、隊の減隊をしなければならないということで、本当は毎年きちっと予算要求どおり職員を派遣したいところだったのですが、これは管理者、副管理者協議の上で、やはり現場を重視して、消防学校についての研修は今年度は下半期ほとんどこれには参加しないということをやむを得なくそういう判断をしたということでございます。

○議長（中西秀俊君） 5番及川春樹議員。

○5番（及川春樹君） 5番及川です。ありがとうございます。いづれなかなか人材の確保ができていないということだと思いますので、先ほどの話につながりますけれども、その辺も今後進める計画の中にしっかり織り込んでいただければなというふうに思います。見解をお聞きして終わります。

○議長（中西秀俊君） 千葉消防長。

○消防長（千葉典弘君） しっかり人材の確保ということを考えて検討していきたいと思っております。

○議長（中西秀俊君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

○議長（中西秀俊君） 日程第17、議案第10号、令和6年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者の説明を求めます。岩渕事務局長。

○事務局長（岩渕清彦君） 議案第10号、令和6年度奥州金ヶ崎行政事務組合胆江広域水道用水供給事業会計予算をご説明申し上げます。

令和6年度は、これまでの供給状況及び急速ろ過池ろ材入替え工事期間中の供給減を勘案した供給水量による用水供給料金としているほか、令和10年度の浄水場整備完了に向け浄水場実施設計（基本設計）に着手するための予算を計上しております。

別冊の令和6年度予算書の1ページをお開き願います。第2条の業務の予定量であります。年間総供給水量356万6,400立方メートル、1日平均供給水量9,771立方メートルの供給を見込んでおります。また、建設事業につきましては、創設事業に4,602万4,000円の事業費を見込んでおります。

予算額であります。第3条の収益的収入及び支出の予定額については、収入総額は7億2,438万4,000円で、内訳は第1項営業収益5億8,034万1,000円、第2項営業外収益1億4,404万3,000円であります。支出総額は7億9,828万1,000円で、内訳は第1項営業費用7億470万4,000円、第2項営業外費用8,857万7,000円、第3項予備費500万円であります。

第4条の資本的収入及び支出の予定額については、収入総額は4,602万4,000円で、内訳は第1項企業債1,530万円、第2項出資金1,534万1,000円、第3項補助金1,534万1,000円、第4項負担金4万2,000円あります。

支出総額は3億4,067万円で、内訳は第1項創設事業費4,602万4,000円、第2項建設改良費1,003万2,000円、第3項企業債償還金2億8,461万4,000円あります。

資本的収支不足額2億9,464万6,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額509万6,000円、減債積立金2億8,461万4,000円及び過年度分損益勘定留保資金493万6,000円で補填しようとするものであります。

第5条の継続費であります。創設事業の総額を271億5,129万2,000円とするものであります。年割額につきましては、記載のとおりでございます。

第6条の企業債でございますが、創設事業費に充当することを目的に、1,530万円を限度に起債するものであります。

第7条の一時借入金であります。その限度額を1億円とするものであります。

第8条の議会の議決を経なければ流用することができない経費であります。職員給与費2,378万7,000円を定めるものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中西秀俊君） これより質疑に入ります。

6番千葉和彦議員。

○6番（千葉和彦君） 1点教えていただきたいのですけれども、14ページ、次年度の貸借対照表あるわけですが、その中の1、固定資産、(1)の有形固定資産のトのところ建設仮

勘定4,184万円計上になっているわけなのですけれども、この内容というのは何の部分为建设仮勘定計上になっているのかについてお伺いいたします。

○議長（中西秀俊君） 松田水質管理課長。

○水質管理課長（松田好正君） 6番千葉議員のご質問にお答えいたします。

建設仮勘定の計上につきましては、午前中の施政方針に関する説明の答弁の中でもご説明をさせていただいたところでございますが、令和11年度からの3万トンの供給のための事業が来年度の浄水場の設計を皮切りに10年まで整備を計画を行う予定でございます。そこで、その期間、業務委託の発注、それから建設工事費につきましては全て建設仮勘定で整理していくことになるわけでございますが、予算書でいきますと19ページに記載がございます。4条の資本的支出のところでございますが、創設事業費のこれは税込みの金額ではございますが、4,602万4,000円、設計業務委託料を計上してございます。これが、令和6年度末において建設仮勘定で整理するということでの見込みでございます。

以上でございます。

○議長（中西秀俊君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西秀俊君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって令和6年第1回奥州金ヶ崎行政事務組合議会定例会を閉会いたします。一同ご起立願います。大変ご苦労さまでした。

午後2時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年2月2日

奥州金ヶ崎行政事務組合議会

議 長 中 西 秀 俊

3 番 佐 藤 正 典

4 番 高 橋 藤 宗